

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長（事務本部にあつては<u>研究担当の理事とし、第4号にあつては医学研究科長とする。</u>）に委任する。</p> <p>(1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第18第3項第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に定める研究に係る監督、許可等</p> <p>(3) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第16第4項第3号並びに第31第4項第2号及び第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>(4) <u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第26条第1項本文に定める再生医療等委員会として設置する委員会の設置及び運営</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、部局（事務本部を含む。）の長（事務本部にあつては<u>研究倫理・安全推進担当副学長とする。</u>）に委任する。</p> <p>(1) {</p> <p>(2) { (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>